

議案第87号

三神地区環境事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三神地区環境事務組合理約（平成11年佐賀県指令10市町村第5号）を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、三養基郡町村議会議長会に吉野ヶ里町議会が加わり、団体名称が佐賀県東部町議会議長会に変更されたことに伴い、三神地区環境事務組合理約の一部を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

三神地区環境事務組合理約の一部を変更する規約（案）

三神地区環境事務組合（平成11年佐賀県指令10市町村第5号）の一部を次のように変更する。

第8条第2項中「三養基郡町村議会議長会会長」を「佐賀県東部町議会議長会会長」に改め、同条第3項中「、吉野ヶ里町」を削る。

第13条第3項中「及び上峰町」を「、上峰町及び吉野ヶ里町」に改め、同条第4項中「、吉野ヶ里町」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による佐賀県知事の許可のあった日から施行し、変更後の三神地区環境事務組合理約の規定は、令和8年4月28日から適用する。

三神地区環境事務組合規約の一部を変更する規約に係る新旧対照表

変 更 前	変 更 後
(議長及び副議長) 第8条 (略) 2 議長は、<u>三養基郡町村議会議長会会長</u>をもって充てる。 3 副議長は、神崎市、<u>吉野ヶ里町</u>及び佐賀市の議会の議長 (第13条第1項の監査委員である者を除く。)の中から互選する。 4 (略) (監査委員) 第13条 (略) 2 (略) 3 前項の識見を有する者は、基山町、みやき町及び<u>上峰町</u> _____の会計管理者のうち、会計管理者として直近の連続する勤続年数が最も長い者をもって充てる。ただし、当該者が複数ある場合にあつては、これらの者の中から互選する。 4 第2項の組合議員は、神崎市、<u>吉野ヶ里町</u>及び佐賀市の議会の議長(第8条第1項の副議長である者を除く。)の中から互選する。 5 (略)	(議長及び副議長) 第8条 (略) 2 議長は、<u>佐賀県東部町議会議長会会長</u>をもって充てる。 3 副議長は、神崎市_____及び佐賀市の議会の議長 (第13条第1項の監査委員である者を除く。)の中から互選する。 4 (略) (監査委員) 第13条 (略) 2 (略) 3 前項の識見を有する者は、基山町、みやき町、<u>上峰町</u>及び<u>吉野ヶ里町</u>の会計管理者のうち、会計管理者として直近の連続する勤続年数が最も長い者をもって充てる。ただし、当該者が複数ある場合にあつては、これらの者の中から互選する。 4 第2項の組合議員は、神崎市_____及び佐賀市の議会の議長(第8条第1項の副議長である者を除く。)の中から互選する。 5 (略)